

法令索引

油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため使用する薬剤の技術上の基準を定める省令……………	三九〇	外航船舶建造融資利子補給臨時措置法……………	三四	海上衝突予防法施行規則第九條第一項第三号の動力船を定める告示……………	三〇五
う		外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則……………	三三〇	海上衝突予防法施行規則第二十二條第一項第十五号の信号を定める告示……………	三〇五
運輸安全委員会運営規則……………	四七二	外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令……………	三七七	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令……………	一〇〇三
運輸安全委員会事務局組織規則(抄)……………	四四八	造契約の防止に関する法律……………	一八六	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する省令……………	一〇〇三
運輸安全委員会設置法(抄)……………	四四〇	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律……………	二四〇	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
運輸安全委員会設置法施行規則(抄)……………	四四七	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則……………	一七	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
運輸安全委員会設置法施行令……………	四六六	海事代理士試験規程……………	四六	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(抄)……………	二九	海事代理士法……………	四九	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
運輸審議会一般規則……………	四四三	海事代理士法施行規則……………	四九	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
え		海上運送法……………	三〇	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
英国船舶ノ検査二関スル件……………	二六九	海上運送法施行規則……………	三〇	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
液化ガス及び積荷の貨物タンク等の技術基準を定める告示……………	二九	海上交通安全法……………	三〇	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
液化物質及び船舶による液化物質の積載の方法を定める告示……………	二九	海上交通安全法施行令……………	三〇	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
お		海上交通安全法……………	三〇	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
大島瀬戸における経路の指定に関する告示……………	三三	海上交通安全法第二十五條第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示……………	三三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示……………	三三	海上交通安全法施行規則……………	三三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
か		海上交通安全法施行規則第六條第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示……………	三三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
海運企業財務諸表準則……………	三三〇	海上交通安全法施行令……………	三三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示……………	三三〇	海上交通安全法施行細則……………	三三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
		海上衝突予防法……………	三三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
		海上衝突予防法施行規則……………	三三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九
		海上衝突予防法施行規則……………	三三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二六九

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令……………	三六五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示……………	三七四	関税法施行令……………	四〇一
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第六十五条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令……………	三五五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則……………	三七四	危険物船舶運送及び貯蔵規則……………	一〇〇七
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則……………	三五五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則……………	三七四	危険物船舶運送及び貯蔵規則第三十八条第五項の外国を定める告示……………	一〇一七
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第十一條の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示……………	三〇六	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示……………	三六六	危険物船舶運送及び貯蔵規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則の告示で定める要件等を定める告示……………	一五五
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第三十條の二の三の物質を定める告示……………	三〇六	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項の船舶を定める告示……………	三六六	方法等を定める告示……………	一五五
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第三十七條の十七第三項の容器及び包装を定める告示……………	三〇六	海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則……………	三七三	救命艇手試験科目……………	三三三
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令……………	三〇六	海洋基本法……………	四一九	漁船特殊規則……………	六四〇
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令第五條第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令……………	三六四	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律……………	四二四	漁船特殊規則……………	一三三
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令の規定に基づく環境大臣が指定する廃棄物を定める省令……………	三〇五	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則……………	四二六	漁船法の基準を定める告示……………	一三五
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく事業場の認定に関する規則……………	三九一	海洋法に関する国際連合条約(抄)……………	四二二	漁船法施行規則……………	一六〇
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令……………	三七三	確定速力算出明細書及び確定速力の算出要領……………	三三三	漁船法施行令……………	一六九
		貨物利用運送事業法……………	二二	巨大船舶等の航行に関する通報の方法に関する告示……………	三三六
		貨物利用運送事業報告規則……………	一四	検査法……………	四四六
		貨物利用運送事業法施行規則……………	一三三	検査法施行規則……………	四四七
		環境基本法……………	三九五	検疫法施行令……………	四四九
		管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する省令……………	二六三	航海計算書等の様式……………	四七七
		関税法……………	三九四		
		関税法施行規則……………	四二三		

航海当直基準	三三九	港灣労働法施行規則	三〇三	経過措置を定める政令	六三三
航海に関する記録を定める告示	三四四	港灣労働法施行令	三〇九	国際海上物品運送法	四三三
航海ノ制限等ノ関スル件	三四五	小型漁船安全規則	九一九	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律	二五五
航海用具の基準を定める告示	三四六	小型漁船の基準を定める告示	二〇〇	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港則法	三三七	小型漁船の総トン数の測度に関する省令	六三三	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港則法施行規則	三三七	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	六三三	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港則法施行規則第八條の二の規定による指示の方法等を定める告示	三三五	小型船造船業法	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港則法施行規則第十一條第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号	三三六	小型船造船業法施行規則	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港則法施行規則第十一條第二項の規定による進路を表示する信号	三三三	小型船舶安全規則	九六	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港則法施行規則の危険物の種類を定める告示	三三三	小型船舶安全規則第五十八條第二項第一号口の設備を定める告示	九六	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港則法施行令	三三三	小型船舶検査機構に関する省令	九五	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
交通政策審議会令	三四一	小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令	九五	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
甲板積み木材の締めつけの方法を定める告示	三三二	小型船舶操縦士試験の実技試験に使用する令	九六	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
航路等を記載する海図の指定に関する告示	三三二	小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所の管轄区域の告示	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
航路標識の設備の基準等を定める告示	三三二	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
航路標識法	三三三	小型船舶登録規則	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
航路標識法施行規則	三三三	小型船舶登録規則第二条第五号の水域を定める告示	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣運送事業抵当登記規則	二四一	小型船舶登録規則第二条第六号の船舶を定める告示	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣運送事業法	二四一	小型船舶登録令	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣運送事業法施行規則	二四一	小型船舶に係る検査及び確認に関する省令	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣運送事業法施行令	二四一	小型船舶の基準を定める告示	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣調査規則	二四一	小型船舶の登録等に関する法律	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣法	二四一	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣法施行規則	二四一	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣法施行令	二四一	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五
港灣労働法	二〇七	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令	二七四	国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二五五

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二條第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第三号の船用品を定める告示	一八四	件	四六	船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき	三三〇
国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	一三〇	商法施行法(抄)	四三	国土交通大臣が定める限度及び方法	三三〇
国土交通省設置法(抄)	四三九	商法施行法第百二十二條ノ規定ニ依ル湖川、港湾及沿岸小航海ノ範圍ニ関スル件	四三	船員に係る未払賃金の額の確認等に関する省令	三三四
国土交通省組織規則(抄)	四三七	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示	三三九	船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則	二五七
国土交通省組織令(抄)	四三六	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示	三三六	船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第一條第一項の規定に基づき、あつせん申請書の様式を定める件	二五九
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	二五七	水域保安規程等に記載すべき事項に関する告示	三〇四	船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則	二五〇
災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律	四〇八	水難救護法	三六四	船員に関する雇用の促進に関する特別措置法	二五二
最低賃金法	三九六	水難救護法施行細則	三六四	船員の雇用の促進に関する特別措置法	二四九
産業標準化法	一八四	水難救護法施行令	三六六	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則	二四九
産業標準化法施行規則	一八五	水路業務法	三六六	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令	二四九
指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示	三五五	水路業務法施行規則	三六六	船員の最低賃金に関する省令	二四四
指定海上防災機関に関する省令	三九六	水路業務法施行令	三六六	船員の労働条件等の検査等に関する規則	二四四
指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令	三三六	船位通報制度に関する告示	三三六	船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	二四〇
指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令	三七七	船員災害防止活動の促進に関する法律	三三五	船員法	二四〇
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)	二一九	船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則	三七五	船員法第一條第二項第二号の港の区域の特例に関する政令	二〇八
乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示	三六五	船員職業安定法の設立及び監督に関する規則	三三六	船員法第一條第二項第二号の港の区域を指定する件	二〇八
示	三六五	船員職業安定法施行規則	三三六	船員法第一條第三号の漁船の範圍を定める政令	二〇八
商法(抄)第三編 海商	四六八	船員職業安定法施行令	三三六	船員法第一條第二項第三号の漁船の範圍を定める政令	二〇八
商法第七百九條二規定スル属員目録ノ書式ノ	四六八	船員電離放射線障害防止規則	三三六	船員法第一條第二項第三号の漁船の範圍を定	二〇八

める政令第二号の漁船の範囲を定める省令	三二七	船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に基づき、運輸大臣が告示で定める基準を定めた件	三六四	船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習	三三三
船員法第六十条第二項及び第六十二条第一項の労働時間に係る暫定措置に関する政令	三二〇	船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件	三六四	船員法に基づき登録検査機関に関する政令	三三五
船員法第六十四条の第二項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準	三三〇	船員法施行規則第七十七条の九の国土交通大臣が定める基準	三六五	船員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(抄)	三三〇
船員法第八十条第三項の食料表	三三三	船員法施行規則第七十七條の十一第一項の国土交通大臣が定める基準	三六五	船員労働安全衛生規則	三三三
船員法第八十条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令	三二三	船員法施行規則第七十七條の十二第三項第二号等の国土交通大臣が定める基準に適合する講習の内容	三六五	船員労働安全衛生規則に基づき運輸大臣が指定する薬品	三三七
船員法第四十条第一項の市町村長を指定する告示	三二四	船員法施行規則第七十七條の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定する衛生上有害な物	三三七
船員法第一百七七條の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物を定める件	三三四	船員法施行規則第七十八條の二第一項の規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準	三六七	船員労働安全衛生規則の規定に基づく運輸大臣の指定する常用危険物	三三七
船員法第十八條の三の主務大臣の定める速力	三三四	船員法施行規則第七十八條の二の第二項の規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準	三六七	船員労働統計調査規則	三三四
船員法関係手数料令	三三三	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示	三三四
船員法施行規則	三三三	船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船主相互保険組合法	三四四
船員法施行規則第三条の三第一項第一号の航路を指定した件	三三四	船員法施行規則第九号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大学校等の講習料の課程を定める告示	三六六	船主相互保険組合法施行規則	三四四
船員法施行規則第三条の十六の船舶を定める告示	三三四	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船主相互保険組合法施行令	三四四
船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示	三三四	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	先進船舶の対象範囲を定める告示	三四四
船員法施行規則第二十八條第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件	三三七	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上ある船舶の管轄登記所を指定する省令	三四四
船員法施行規則第五十三條第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示	三三七	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船体及び排水設備の材料の要件を定める告示	三四四
船員法施行規則第五十三條第一項第三号の規定に基づく国土交通大臣の指定する漁船	三三六	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示	三四四
船員法施行規則第五十六條第二項の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める漁船	三三六	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示	三四四
		船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示	三四四
		船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三六六	船内における食料の支給を行う者に関する省令	三四四

条第二項第一号の船舶を指定する件……………	一三七〇	設備の基準を定める告示……………	一四〇一	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律……………	一七九
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二		船舶設備規程第百十五條の三十二第一項のガ	一四〇二	律第二條第六項の規定に基づき主務大臣が	
条第二項第四号の告示で定める船舶を定め		ス等を定める告示……………	一四〇三	定める物質を定める告示……………	一八三
る告示……………	一三七〇	船舶設備規程第百八十八條第一項の動力ピ	一四〇四	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法	
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二		ルジボンプを定める告示……………	一四〇五	律施行規則……………	一七四
条の七の国土交通大臣が告示で定める基準		二條第九項の機能を定める告示……………	一四〇六	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法	
を定める告示……………	一三七一	船舶等型式承認規則……………	一四〇七	律施行令……………	一七三
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三		船舶等型式承認規則……………	一四〇八	船舶の消防設備の基準を定める告示……………	一五〇
条第一項及び第六十六條の地方運輸局等を		船舶等型式承認規則第六條第一項ただし書の	一四〇九	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律……………	一五六
指定する告示……………	一三七二	物件を定める告示……………	一四一〇	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施	
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六		船舶登記規則……………	一四一一	行令……………	一五〇
十八條第一号イの海域を指定する件……………	一三七三	船舶登記令……………	一四一二	船舶の操舵の設備の基準を定める告示……………	一四九
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第百		船舶と港長との間の無線通信による連絡に関	一四一三	船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を	
三十五條第三号の国土交通大臣が告示で定		する告示……………	一四一四	定める告示……………	一四一
める事業の用に供する小型船舶……………	一三七四	船舶における船内の騒音防止の措置を定める	一四一五	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて	
四十條の国土交通大臣が告示で定める再教		告示……………	一四一六	海洋において処分することができるもの	
育講習の基準……………	一三七五	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する	一四一七	水質の基準を定める告示……………	一六六
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の国		省令……………	一四一八	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて	
土交通大臣が告示で定める国際航海を定め		船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する	一四一九	海洋において処分することができるもの	
る件……………	一三七六	省令第五條第三号の規定に基づき国土交通	一四二〇	水質の基準を定める省令……………	一六六
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表		大臣の指定する漁業を定める告示……………	一四二一	大臣が定める方法……………	一六六
第六備考2の国土交通大臣が別に定める基		号……………	一四二二	船舶のトン数に関する証書交付規則……………	一六七
準を定める告示……………	一三七七	船舶による危険物の運送基準等を定める告示	一四二三	船舶のトン数に関する法律……………	一六五
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令……………	一三七八	船舶……………	一四二四	船舶のトン数の測定に関する法律……………	一六五
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴		(抄)	一四二五	第三項の経過措置を定める政令……………	一六九
う経過措置を定める省令……………	一三七九	船舶による放射性物質等の運送基準の細目等	一四二六	船舶のトン数の測定に関する法律施行規則……………	一六〇
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴		を定める告示……………	一四二七	船舶のトン数の測定に関する法律施行令……………	一六〇
う経過措置を定める政令……………	一三八〇	船舶の積装数等を定める告示……………	一四二八	船舶の排水設備の基準を定める告示……………	一六三
船舶設備規程……………	一三八〇	船舶の区画の水密を保持するための設備の基	一四二九	船舶の防火構造の基準を定める告示……………	一六六
船舶設備規程第百十五條の二十八の安全通行		準等を定める告示……………	一四三〇	船舶の防火構造の基準を定める告示……………	一六六
		船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法	一四三一	船舶復原性規則……………	一六五

離島航路整備法	二七五
離島航路整備法施行規則	二七七
領海及び接続水域に関する法律	四八〇
領海等における外国船舶の航行に関する法律	三〇六
領海等における外国船舶の航行に関する法律 施行規則	三〇八
領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又は その不作為についての審査請求に関する政 令	五八三
臨時船舶建造調整法	七六四
臨時船舶建造調整法第二条の規定に基づく船舶 の建造許可の判断の基礎となる事項	七六六
臨時船舶建造調整法施行規則	七六七
臨時船舶建造調整法施行令	七六八
ろ	
労働関係調整法	二四五
労働関係調整法施行令	二四三
労働基準法（抄）	二三八三
労働組合法	二四〇六
労働組合法施行令	二四〇〇
ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する 船舶の電気設備の基準を定める告示	二四八七